

農林体験学習参加規約

ハケ岳中央農業実践大学校（以下、「当校」という。）が農林体験学習参加団体（以下、「参加団体」という。）との間で締結する農林体験学習に関する参加契約（以下、「体験学習契約」という。）はこの規約に定めるところによります。この規約に定めのない事項については関係法令、一般に確立された慣習によりものとします。

第1条【農林体験学習の目的】

当校が開催する農林体験学習は、職業教育の一環としてのみではなく、広く農業・林業の持つ教育的機能が人間形成や豊かな心を育てるという全人教育の一環として重要な意味を持ちます。職業訓練の側面からは、様々な職業の一つである農業や林業の現場に直接触れる事により自らの進路を主体的に考え選択する能力や態度の育成を目的とします。また、農業・林業の体験を通じて日々の生活の在り方、命の尊さをすべての人達が再考する機会を提供することを目的とします。

第2条【お申込みの条件】

1. 第1条の目的を十分に理解し参加規約に同意された団体とします。
2. 農林体験学習参加に当たっては、団体（原則的に小学校・中学校・高等学校等の教育機関及び法人等）単位でのお申込みとなります。
3. 農林体験学習の申込みの団体は、当校へ直接お申し込みをしていただきます。旅行会社もしくは代理店等から代行の申し込みはできません。
4. 参加団体が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りさせていただきます。
5. 慢性疾患や各種アレルギーをお持ちの方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨をお申込時にお申し出下さい。当校は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、参加団体からのお申し出に基づき、当校が講じた特別な措置に要する費用は参加団体の負担とさせていただきます。なお、基本的にアレルギーのある児童・生徒は食品加工体験、動物アレルギーのある児童・生徒の畜産（酪農・養鶏・家畜）体験はできかねますのでご了承下さい。
6. 参加団体が他の者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当校が判断する場合、ご参加をお断りする場合があります。
7. お申込みの希望日に添えない場合があります。第2希望日・第3希望日の設定をお願いします。

第3条【契約の申込と契約の成立】

1. 翌年度の農林体験学習の申し込みは、毎年11月1日0時よりFAXにより先着順にて受け付けいたします。
 2. お申し込みは所定の「農林体験学習申込書」に必要事項を記入し、団体代表者名（捺印）でお申込みいただきます。
 3. 正式に受入れが決まり次第、参加団体の代表者に対し契約の締結を承諾する証しとして「受入決定通知書」を交付します。
 4. 参加団体は、農林体験学習実施日の45日前までに、ワークショップ希望表及び、アレルギー申告書（飯盒炊飯においては、班編成表）を提出いただきます。また、既往症・慢性疾患等をお持ちの方は事前にご相談ください。場合によりご希望のワークショップをお受けすることができないこともあります。
 5. 申込時の代表者及び担当者が代わる場合は、前任者は確実に引き継ぎ等行ってください。併せて、変更後の代表者・担当者の氏名をご連絡願います。
- * 「農林体験学習申込書」及び「ワークショップ希望表」・「班編成表」「アレルギー申告書」など最新版を当校のホームページ（<http://www.nourintaiken.org/>）よりダウンロードしてお使い下さい。

第4条【農林体験学習契約の変更】

農林体験学習契約については、以下のような変更が生じることをご理解ください。

1. 農林体験学習内容が情報掲載されているホームページ及び各種情報誌に記載された収穫物等の写真はあくまでもイメージであり実際とは異なる場合があること。
2. ホームページ及び各種情報誌に掲載されているワークショップは季節や日時によってプログラムを変更する場合があること。
3. ホームページ及び各種情報誌に記載されたプログラムは催行を保証するものではないこと。
4. ホームページ及び各種情報誌に記載された時間は目安で状況により変更する場合があること。
5. 雨天決行ですが、場合により一部プログラムを変更する場合があること。
6. 諸事情により、ワークショップ及びプログラム内容が変更される場合があること。

第5条【契約の解除】

当校は、次に掲げる場合において、農林体験学習の開始前、開始後を問わず農林体験学習契約を締結した参加団体に理由を説明し、農林体験学習契約を解除することがあります。

なお、この場合であっても、当校は契約解除に起因する損害について法的責任を負わないものとします。

1. 参加団体が当校の予め明示した受入決定通知後の手続きなどを満たしていないとき。
2. 参加団体が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会勢力であると判明したとき。
3. 参加団体が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
4. 当校が参加団体の申込内容につき確認を行う場合で、参加団体との連絡が取れず農林体験学習の運営に支障が生じたとき。
5. 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令その他の当校の関与し得ない事由が生じた場合において、農林体験学習開催が困難または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

第6条【取消、変更】

1. 農林体験学習契約が成立した後、参加団体の希望により取消（キャンセル）をする場合、下記の料率で取消料を申し受けます。

- ・ 11月1日から翌3月末日まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・無 料
- ・ 4月1日以降

農林体験学習開催日の前日から起算し、

- 45日前にあたる日までの取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・10%
- 7日前にあたる日までの取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・20%
- 6日前にあたる日から前日までの取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・30%
- 当日の取消し又は無連絡不参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・100%

- ・ 天災地変による参加団体の旅行（行事）が取りやめによる取り消しの場合は、双方協議の上決定することとする。

2. 参加人数の変更は、農林体験学習実施日の前日から起算し7日前までとします。

この時点での参加人数を持って体験学習参加料金の請求書を発行いたします。

第7条【申込受付】

農林体験学習の申込みの参加団体は、当校へ直接お申し込みをしていただきます。

旅行会社もしくは代理店等から代行の申し込みはできません。

第8条【参加料金の支払い】

別紙1の農林体験学習参加料金及び参加人数（体験学習実施日の前日から起算し7日前の時点）により、実施日当日に請求書をお渡しします。請求日より2週間以内に指定の金融機関へ振り込みください。ただしその際発生する手数料は参加団体の負担とします。

第9条【個人情報の取り扱い】

当校は参加団体及び契約者の皆様から取得した個人情報は農林体験学習の手配およびそれらサービスの提供のために利用させていただくほか、必要な範囲内において手配先機関などに提供いたします。当校の個人情報の取り扱いに関する方針については当校ホームページで確認下さい。

第10条【参加に当たっての諸注意】

1. 実地踏査（実踏）を行うようお願いします。
所定の申込用紙にてお申込ください。ただし、休校日や体験学習実施日などにより、希望日・希望時間に添えない場合があります。事前にご相談させていただきます。
2. 農林体験学習の記録写真や動画、作品及び感想文などは当校及び後援団体の業務（ホームページやパンフレット等への掲載を含む）に使用させていただく場合があります。
3. 事前学習を行い「何を学ぶか」など目的意識を持ってご参加いただくようお願い致します。また、終了後に“振り返り”学習を行うことで一連の有意義な体験学習となります。
4. 集合時間（開校時間）は厳守でお願いします。 万一、集合が遅れた場合は体験学習のプログラムの一部を割愛させていただく事がありますのであらかじめご了承ください。
5. 開校式及び閉校式の司会進行などは、参加者（児童・生徒等）が中心となって行うように、ご指導をお願いします。
6. 農林体験学習参加時の服装は、必ず長袖シャツ・長ズボンとします。全員タオル（手ぬぐい）、作業手袋、帽子を持参してください。
森林等の野外活動時は危険予防のため貸与するヘルメットの着用をお願いしています。
7. 山の天気の変遷を考慮し全員が必ず雨具（上下別のレインウェアまたはカッパ）を持参ください。

令和元年10月7日改定